

○厚生労働省告示第六十一号
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号口の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、
平成三十年四月一日から適用する。
平成三十年三月十九日

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

疾患群	治療状況等の状態		
	(略)	(略)	
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行つていて寝たきりのもの	骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行つていて寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行つていて寝たきりのもの	脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行つていて寝たきりのもの

疾患群	治療状況等の状態		
	(略)	(略)	
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)